

# 分国密懷法に関する一考察

## はじめに

密懷法<sup>1</sup>についてのものとも有名な論文は勝俣鎮夫氏の論文<sup>1</sup>であろう。密懷法に関して勝俣氏は、密懷をすれば本夫は姦夫を殺害できるという慣習があり、分国密懷法は、当該社会の強い観念を基底に置き、最も説得的な相殺の論理を骨格として生み出された、とされている。また菅原正子氏は家父長権の再考を中核に戦国大名の密懷法を考察されている<sup>2</sup>が、分国密懷法を中核とした研究は少ない。本稿では法の変遷と事実認定のありかた、女性の地位を通して、中世社会における密懷の処理の仕方と、分国密懷法制定の目的について考察していく。

佐藤 くるみ

## 第一章 鎌倉・室町期における事実認定と密懷法

### 第一節 密懷事実の認定

この節では実際の事件においてはどのような解決法<sup>3</sup>とられていたのか、特にどのようなようにして密懷を事実と判断したのか、またその結果に注目して見ていくことにする。

御成敗式目制定以前の正治二年（一二〇〇）掃部入道郎等吉田右馬允親清（撰津権守）が帰宅すると若狭前司保季が自分の妻を犯していたため、太刀を取り追いかけてこの姦夫を殺害。本夫は一旦は逃亡したものの後に逮捕され、検非違使の裁きをうけた<sup>4</sup>。この事件から、密懷事件の発覚は現場を目撃（掃宅して発見）であることと、密懷への批判もありながら殺人罪として検非違使によって裁かれたこ

と、また「此男首服予本自不甘心事也」からも当時の裁判は犯人の自己申告もなされていたことがわかる。

もうひとつ承元三年（一二〇九）本夫美作藏人朝親が姦夫小鹿嶋橘左右衛門尉公業に合戦で復讐しようとしたために、互いの縁者が馳せ参じ、幕府が仲介しておさめようとした事件があった。この密懐の発覚は「日来公業令密通彼女、結句同家之由語之」という箇所からも人から聞いたとわかる。そして結果としては軍の撤退で落ち着いたという。

御成敗式目制定後の式目の完全なる適用例としては仁治二年（一二四一）に姦夫小河高太入道直季が出仕停止と所領の半分を没収、姦婦も所領の半分を没収されている事件<sup>5</sup>と、寛元元年（一二四三）の相良頼重と伯父長頼の相論の際に、頼重が兄の妻を密懐したとして所領の半分を没収されている事件<sup>6</sup>が挙げられる。前者における発覚は定かではないが、おそらく本夫が訴え出たと考えられ、御教書が守護人遠江式部大夫から下達されている。後者においては讓状を参考に密懐の事実や所領の没収を決定している。

また離婚した妻の所領を密懐を口実に元夫が確保しようとしたため、妻が起請參籠に及んだ例<sup>7</sup>では、「於往柄社不密通落合藏人泰宗之由書起請文」を「御使者寂阿、西佛」

が「被加検見」の上で密懐を事実としない判決がでている。また文永九年（一二七一）の祖父敬蓮の遺領をめぐる孫と養子の相論<sup>8</sup>では、敬蓮の後家と継子らの密懐の事実糾明に際して「通時状全非自筆」「不能糾明真偽」「某書」「難被信用」などの真偽の特定に苦心する文言が多々見られ、結局敬蓮讓状に後家との密懐が明記されているか確認すべきだということになった。このように讓状に明記することによって、仮に追放した妻が夫の所領を競望したとしてもその主張を退ける根拠の一つとなりえたのであろう。

これらのことから密懐は現場を目撃した正治二年の事件は別にしても、うわさや訴え、書状など真偽を判断するのが難しい形でしか残らず、公権力は真偽の判断に苦心していることが分かる。<sup>10</sup>

このように鎌倉期においては後述する式目が所領の没収を規定しているため、所務相論との関わりの中で密懐が争われる場合が多かった。土地所有は民事訴訟の最大課題であるにもかかわらず、中央の諸権力がもつ訴訟処理能力は制度的にも実質的にも極めて貧困であったため、<sup>11</sup> 少しでも相手方を不利にせしめる副次的要素として人々が密懐を引き合いに出したのも納得がいく。

室町期になると、事件の性格は変わってくる。

寛正三年（一四六二）の大内氏掟書十四条<sup>13</sup>では、「狼殺害人之間、御定法之事」として殺人罪を取り締まろうとしているにもかかわらず、「貞永式目之旨に任せ」本夫と姦婦を流刑にしている。しかし式目の場合流刑にされるのは姦夫と姦婦であるため、密懷を裁こうとしているのか、殺人を裁こうとしているのかはつきりしない。これに関して勝俣氏は大名権力の私成敗の禁止の方向と、社会の根強い慣習に支えられた妻敵打が衝突し、困惑した大内氏が、やむをえず式目を誤用と知りつつその權威<sup>14</sup>によつて処理しようとしている、と述べている。<sup>15</sup>

この解釈は的を射ていると思われるが、はたして妻敵打は「社会の根強い慣習に支えられていた」のかということが問題になってくる。

例えば文明十一年（一四七九）には妻敵打をしようと密会の宿所に押し寄せたところ、姦夫は逃げ、町人が出逢い討手を捕まえて所司代に注進し、この討手らは禁獄になったという事件<sup>16</sup>があった。

また文明十年（一四七八）には姦夫への処罰があったかどうかは定かではないが、官務が姦婦を折檻して密懷の事

実を糾明しようとしており、宥免措置として髪を切つて終わつて<sup>17</sup>いる。この二つの事件からは、妻敵打容認の姿勢は見受けられない。

ここで重要な意味をもつのが文明十一年（一四七九）に起こつた妻敵打<sup>18</sup>である。五条坊油小路において本夫小原が姦夫天草（神沢）を殺害した。この殺された姦夫は赤松氏の被官であつたため、赤松氏は打手を差し向けた。しかし本夫小原の子が斯波義廉の被官である板倉氏の被官であつたため、板倉が合力し、さらに板倉の親類の山名氏の被官である垣屋、太田垣氏が加勢し小原宅を防御する事態となつた。これに対し幕府は「婦敵事、任先規法旨、可御成敗」と言つて、妻敵打として先規法による裁きを主張した。対する赤松氏側は「為婦敵令殺害之時、本夫可全命事如何、以殺害之科、被處同罪候儀、近代武家之儀、度、例存之由」「或親之敵、或妻敵及生害之時、殺害人又生害条、先蹤分明之上者、可被任近比之御法之由」と訴え、殺人罪としての裁きを求めている。このように「相支可被任御法之由返答」、つまり幕府・姦夫側・本夫側とも法による裁きを求めている点は同じである。しかし法で裁こうにも貞永式目の強姦和姦之事しか発見しえず、その出自も律の第

九条であったというし、姦夫がすでに殺されてしまっているため、適用は難しいとされた。後日の奉行人らの評定では「為妻嫡殺害其妻、令害者為同罪、其外尔本夫為同罪可被殺事、不叶道理之由各申之、仍其趣被仰赤松靜謐云々、以後可為此法式云々、」つまり妻敵として姦夫と姦婦を同罪にして殺すのは道理にならなっているが、そのほかに本夫も同罪として殺されることは道理に合わないという結論に至っており、後日姦婦を姦夫側で殺害して事件は落着し「以後可為此法式」という。

この結果がなぜ両者を納得せしめたのかというと、本夫側・姦婦側ともに一人ずつ失っている「相当之儀」であったことがいえる。

戦国期の例については天文十九年（一五五〇）の毛利氏の井上衆罪状書<sup>10</sup>において、本夫柏村三郎兵衛が姦夫井上新右衛門尉と姦婦である妻を殺した妻敵打について、姦夫側の井上一門が「彼妻敵ハ非当座之儀、年をすこし候事候之間、返報候ハて叶間敷之由」つまり本夫の妻敵打が、当座の儀ではなく時間が経過してからのものなので、本夫を罰するべきだと訴えている。そのことを毛利氏は非道だと言っているが、必ずしもそうではない。後述する戦国分国

法を見ればわかるが、その妻敵打が密懐の現場で行われたものかどうか、重要なポイントとされているし、井上衆の非道を糾弾している文書の中の一項目なので、その点も関わって来ていると考えられる。

これらの例から密懐が起こった際、本夫の復讐観念は強く、姦夫に対して殺害をするなどの何らかの復讐をしようとするが、御成敗式目で所領の没収がおこなわれたため、式目制定後しばらくは多く民事訴訟の最大課題である所務相論での副次的要素として争われるようになった。しかし次第に土地所有とは切り離されて争われるようになり、むしろ殺人罪との折衝が問題にされるようになったことがわかる。

また密懐の事実認定に関しては、証拠をつかみ立証するのは難しいことがわかり、所務相論において相手方を不利にせしめる要素として密懐が使用された際に、密懐の真偽が賢明に争われることがあっても、後になって真偽を決定するのは至難の業であったため、妻敵打が行われた状況に重点が置かれるようになったと理解することができる。

## 第二節 鎌倉・室町期の密懷法

では、密懷に関してどのような法が制定されたのか見ていこう。

鎌倉幕府において、御成敗式目三十四条では「密懷他人妻罪科事」において、

右不論強姦和奸、懷抱人妻之輩、被召所領半分、可被罷出仕、無所帶者、可処遠流、女之所領同可被召之、無所領者、又可被配流也（略）<sup>20</sup>

としている。

さらに幕府は名主・百姓に対する法も定めている。建長四年（一二五二）には、

名主百姓等中密懷他人妻事、訴人出来者、召決両方、可尋明證據、名主過料三十貫文、百姓過料五貫文、女罪科以同前、<sup>21</sup>

とし、翌年には追加法において、

右、同所被載式目也、但名主百姓等中、密懷人妻事、風聞之時、不糺明実否、證據不分明之處、無左右處罪科之條、甚不可然、若訴人出来者、召決両方、可尋明證據、無所遁者、名主輩者、過料貳百貫文、百姓等者、過料五貫文可充行之、女罪科以同前焉、<sup>22</sup>

として、うわさだけで証拠不十分のままの処罰を禁じることを加えている。また「同所被載式目也」とあることから、幕府が密懷に関して式目で一貫させようという姿勢がわかるが、「訴人出来者、召決両方」の部分からは、訴人が出てこなければ幕府は関与しないという当事者主義が明白に読み取れる。

しかしこれ以後、「北条五代記」<sup>23</sup>において「贅男とやもめ女うつたへの事」の中で「正應三年の比鎌倉にをいて法度を志るしたる文に名主百姓等他人の妻に密懷する事訴人出来らハ両方を召決し證據を尋ねあきらむへし名主の過料三十貫文百姓の過料五貫文女の過料同前と云々」とあるほか、正応四年（一二九一）三月十六日の新編追加<sup>24</sup>しか見いだせず、鎌倉・南北朝・室町期を通して幕府は式目密懷法しか持ち得なかつたことがわかる。

## 第二章 分国密懷法

### 第一節 制定と背景

そこで二世紀以上経って登場した分国法において密懷法が制定される。前述の「大内氏捷書」も分国法の条文では

あるが、既出の法令をのちに編集したものであり、取り締まる対象としては殺人罪の規定と見ることもできるため、それ以後のものを制定順に見ていこうと思う。

①伊達氏の「塵芥集」一六二条・一六四条。

一 人のめをひそかにとつく事、おとこ、おんな、共にもつていませころすへきなり、  
一 ひつくわいのやから、ほんのをつとのかたより、しやうかいさするのとき、をんなをたすくる事、はうにあらず、た、しねやにおゐてうつのとき、女はううちはつし候ハ、うちてをつと有へからさるなり、<sup>25</sup>  
塵芥集は天文五年（一五三六）伊達植宗の領国支配の環境として制定されたが、植宗が伊達家の宿老と共に新しい裁判規範の樹立を神明に対して誓約しており、独自性として自己完結性があげられる。また喧嘩口論・闘争・仇討・盗犯・刃傷・打てき等の刑事事件が生じた場合、当事者がその理非を伊達氏に披露せずに直ちに私成敗に出ることを法は禁じており、この伊達氏への申告の義務を怠って私刑に処した場合、たとえ「至極の道理」や「理運」があつて

も認められず、処罰されるといふ伊達氏自身による領国内刑罰権の独占が志向されている事も特徴である。しかしこれにはいくつかの例外があり、この密懷法における本夫の姦通者殺害権はそれである。<sup>27</sup> 本夫の姦通者殺害権が例外である理由については、本章第2節でも述べるような主人の従者に対する制裁権などが例外とされていることから、妻敵打が慣習的に行われていたためと考えられる。

②「六角氏式目」四九条。

一 妻敵之事、件女密夫一同仁可討事、<sup>28</sup>  
六角氏の領国近江国は、寺社領、中央貴族の荘園所領、国人領主や土豪、地侍らの所領が複雑に絡み合っているうゑに、早くから発達した惣村が対領主闘争を通して勝ち取った先例・先規が広く定着しており、在地勢力の動向を一元的に支配する強力な大名権力の成立を困難にしていた。<sup>29</sup> 永禄六年（一五六三）には観音寺騒動という内乱が起こり、同九年（一五六六）には浅井長政と戦つて惨敗し、衰亡に瀕する。<sup>30</sup> この情勢の中、翌一〇年（一五六七）に国内の混乱を鎮め、体制の再建を目的に制定されたのがこの式目である。<sup>31</sup>

特徴は大名当主と従者である家臣との間で相互契約の形を取っており、六角氏の恣意的施政の制約がなされていることや在地に定着している慣習法を尊重する「在々所々之庄例法度、不可被棄破事」(三四条)のような条文が見て取れる。この点から言えば、この四九条も当時の慣習として制定された可能性が高いと考えられる。

③「長宗我部氏掟書」三三条。

一 他人之女ヲをかす事、縦雖為歴然、男女共同前不相果者、可行死罪、付、親類令同心討事、非道之上、可為曲事、若其男ふかいなく、又ハ留守之時、外聞相洩相於猥族者、為在所中可相果事、付、虚名之女契約停止之事、<sup>33</sup>

「長宗我部氏掟書」には、文禄五年(一五九六)十一月一五日制定のものとして慶長二年(一五九七)三月二四日制定のものがあり、この条文が出されたのは、文禄の役の直後である慶長二年と考えられている。<sup>34</sup> 長宗我部氏は、文禄の役による出兵で秩序の乱れた国内を厳しく誠め、秩序を回復して再出兵後の国内に備えるために制定した可能性がある。<sup>35</sup> そして続く三四～三六条では「男留守之時」に親子

兄弟以外の男性を家に入れること、寺社参詣、見物を禁じており、夫が合戦に出陣して不在の場合が多いため、密懷を未然に防ぐための法として制定されたと考えられる。

④「吉川氏法度」五九条。

一 人之女密懷之儀、何方にても不去寝所、可討果之、大形浮世之取沙汰計で、無證據儀ハ、法度も如何、是又男之分別肝要、且ハ可依其時之沙汰事、<sup>36</sup>

「吉川氏法度」は吉川広家がそれまでに制定発布した法令を家の基本法規として、後代に残すために元和三年(一六一七)に集めたものである。慶長十二～十七年(一六〇七～一六一二)の間に制定とされる「京都所司代板倉氏父子公事扱掟條々」<sup>37</sup>の条文に酷似しており、これを模したと考えられている。

⑤「板倉氏新式目」十四条。

一 人之妻密懷之事、従往古之如作法、何方二而も不去寝所可撃果、又浮世之取沙汰計二而、無證據事者、公儀批判難成、是又夫之分別肝要也、併依其時之沙汰可行流刑之條、男女共常々可相嗜事、<sup>38</sup>

「板倉氏新式目」は、京都所司代板倉勝重の制定と伝えられる京都における民事・刑事一般の掟書である。④の「京都所司代板倉氏父子公事掟條々」に潤色を加えて寛永（慶安の間）にできあがったものとみられている。<sup>39</sup>

これら④⑤では、密懷の事実を証拠立てるためにまず現場で必ず殺せとして、うわさだけで証拠のない場合は夫の分別が肝要であると、慎重な対応を奨めている。さらに⑤では現場での殺害を逃した時の本夫のための救済措置として公権力の裁判が加えられており、妻敵打（自力救済）と裁判が共存している。

そもそも戦国時代は武士でさえ平常な状態ではなく、非常事態であるとの認識があった。<sup>40</sup> その観点で見えていくと、①は隆盛期にあたって新しい体制としての独自の裁判基準を積極的に定立させようとする、制定者の急進的な動きとされるし、②では、衰亡という危機的な状況を打破するため  
の制定であり、③においては、文祿・慶長の役への出兵という事態の中の制定である。しかし④⑤に関しては江戸時代に入り、世の中が落ち着き始めたことから法制定に直接関係する事件や危機感がみられないため、この④⑤のよ

うな形での立法が中世の公権力の望んでいた形であって、当時の社会においてもっとも理にかなったものであったと考えられる。

## 第二節 密懷法と女性の地位

清水克行氏が、第一章で取りあげた文明十一年の油小路での事件に関する「意見」について「なんと女性の生命を軽んじた意見か。」<sup>42</sup>と述べているように、姦夫・姦婦の同時殺害という妻敵打が社会的慣習として容認された理由に女性の地位低下や家父長権の強化があったという見方がある。たしかに女性の地位については、性役割の観点から、女性の役割を評価する研究が増え、地位の低下に関しては再考を促す傾向は見られる。また家父長権はヨーロッパ社会に比べて弱くとして妻が夫の所有物であった見方を否定した菅原正子氏の意見もあるが、氏に至っても妻敵打に関しては「名譽を重視した武家社会に容認された解決方法であり」としか説明されていない。<sup>44</sup> そこでこの章ではこの妻敵打の姦夫・姦婦の同時殺害という判決が、果たして女性の地位が低いがために、人々に納得されていたのかどうか考えていくことにする。

ただし女性の地位を論ずる場合、社会的・法的・経済的地位など、尺度がさまざまであり、また男女の相対的關係での地位と全体の社会關係の中での地位とはまた違ってくるため、女性の地位を論ずるのは極めて難しく、慎重でなければならぬことを肝に銘じる必要がある。

まず夫婦が離婚する場合、「塵芥集」一六七条に「めをつといさかひの事、そのめたけきにより、おつとをい、たす」とあり、妻からの離婚も可能であり、「猛き」女性の姿が伺える。またその際の夫婦の財産について「吉川氏法度」五三条では「女持来之財寶ハ不及申、家内諸財已下何程も、女納得次第二持運、可退出候」「女房無子内ニ死去候者。女所持之諸財、悉親所へ可返之」という、夫婦別財が書かれている。

「性役割」に関しては、毛利氏の金言<sup>46</sup>において、内を母親が、外を父親が治めるとしており、「外」に目が離せない戦国期においては、妻の役割は「内」を取り仕切る者として重かったとされる夫婦の役割があったことも見いだせる。<sup>49</sup>

さらに「六角氏式目」六二条には夫が妻を殺害した際に罪科と認めている。<sup>50</sup>

ここで再婚と相続について考えてみたい。式目において、二一条では前夫からの所領を保有しての再婚はできたが、中期以降は没収となっているし、女子の所領が一期分が多くなるなど、女性の地位が低下しているように見える。<sup>52</sup>

しかし女子の所領が一期分が多くなったのも、分割相続から単独相続へと変化する中で生じたものであり、また女子は結婚すると、他家に行くわけであるから、その所領が「他人の物」になってしまふのを防ぐ理由から女性の所領に対する制限が多くなったと説明できると思われる。つまり地位低下ではなく、家の成長ととるべきであろう。

そうすると中世前期において姦婦殺害（妻敵打）は行われていなかったとされる理由も、妻が婚家の一員になりきっていなかったためといえることができる。そして時代が下るに従い、妻は婚家の一員になり、婚姻は「家」と「家」を結びつける重要な絆<sup>54</sup>となったため、和議離婚から離縁状・去状などの支証を伴う宣言離婚へと変化し、離婚にも公然とけじめをつける必要が生じ、密懷に対しても厳しくならなければならなくなったのではないかと考えられる。

ここで家父長権についてもふれる必要があるだろう。家父長

権はA父権・夫権、B家長・戸主権、C所有権・主人権などの分け方がされている。明石一紀氏は「家長個人が自在に権限を発動できたのではなく、「家」を維持する方針に従う限りで行使し得たに過ぎず、「家」は「先祖や親達からの預かりもので、無事に子孫に伝えることが最大の義務」とし、父権の確立に関しては、父母双方の親権の強化<sup>56</sup>と理解すべきとした。

勝侯氏は、「本夫が自己の家において姦夫・姦婦の密懐の現場をおさえ、姦夫を殺害するという社会的に容認された慣習はそれが単に、姦夫の密懐の立証のための手続としてのみならず、主人の自己の家内における家刑罰権をも一つの柱として定着した<sup>57</sup>」と述べている。これは前述の家長権の分け方をすると主人権に入るわけだが、空間としての家という側面とも重要な関わりをもつ。

中世社会では、屋形への駆け込みがよく行われていた。例えば、文明十七年（一四八五）幕府が連合軍を編成して、土一揆の大將である三好之長の自宅に襲撃をかけたが、未然にそれを察知した三好は、主人である細川政之の屋形へ逃げ込んでいた。そのため幕府は細川の屋形を包囲し、三好の引き渡しを要求するが結局失敗に終わっている<sup>58</sup>。

また「塵芥集」において、「とかにん命をまぬかれんため、人の在所へはしりいらは、かの在所のぬし、はやくをひいたし候へき也」（十九条）からは、在所の外でないところで逮捕することはできないことがわかり、「とかにん格護の在所へ申と、けすして、これをうつへからす」（三七条<sup>59</sup>）というように主人の承諾を必要としていること、そして第一章第一節でも取り上げた密懐の事件において、北条泰時が姦夫に姦婦の引き渡しを命じても、「公業一旦雖有申之旨、只不圖會合也<sup>60</sup>」として引き渡しに応じなかったことからも、屋形（在所）においては、公権力よりも主人の権力の方が優先されていたことが確認できる。

この駆け込み人は江戸時代前期まで行われていたと言われており、信濃国高遠藩士屋野常富はその著『武学拾粹』の中で「戦国の頃は朝の味方も夕には敵に約変する気風だった。屋敷に駆け込んだ者を命をかけて守ってやったのは、その者に恩を感じさせ、信頼できる味方にしようとしたから。」と記述しているという<sup>61</sup>。

屋形に駆け込んだ者たちは、自己の人格のすべてをその主人に捧げ、「相手の支配下に属する」ことを宣言したものであり、これにより主人の側はたとえ相手が初対面のもの

であったとしても、彼の主人として彼を保護する義務が生じた。<sup>62</sup> このことはルイス・フロイスが「日本ではだれでも自分の家で（人を）殺すことができる」、「日本ではどこかの殿の家に身を寄せたならば、その自由を失い、捕われの身とされる」と述べていることから推察される。さらに幕府が原則として主従相論は受け付けなかったことも、主人の成敗権の強さを後押ししたといえる。この主人権もまた中世社会において強かった集団帰属意識を形作っている一因であるといえよう。

家の施設が実地的というよりは象徴的<sup>65</sup>であることは、百姓一揆の際に、柴を家の入り口やまわりにさして家の面を囲い、自らは家の中に閉じこもるといって逃げない逃散<sup>66</sup>が行われていたことからわかる。

このように屋形の象徴的で排他的な特質や公権力の後押しから、主人権は強かったことが言え、これは「家の成長」にも繋がると思われる。ただしこの主人権は主人と被官・下人の関係など、支配下に属する者に対して行使され、妻には及ばなかったといえる。

これらのことから、夫の所有物である程女性の地位が低

かったとは言い難く、妻敵打の慣習が、所有権の侵害や妻が夫に隷属していたため定着したのではないことが言える。

とは言うものの「夫こそ妻ヲサル事アレ」<sup>67</sup>とあるように、夫から妻を離婚するのが通常であって、男女一对一の相対関係で見た場合、男が優位であると考えられるため、相対的に女性の地位が高かったと強調することはできない。

### おわりに

以上、密懐法と妻敵打について主に法の変遷と密懐の事実認定のあり方、女性の地位の観点から見えてきたが、分国法における密懐の裁き方についてまとめると、現場での殺害を規定している理由として、密懐を証拠立てる目的以外に、密懐が本夫の家で行われた場合（多くの場合そうであるが）、姦夫が本夫の支配下にはいったことを意味し、本夫の成敗権を後押しする目的もあったと考えられる。

また女性の地位が低いゆえの姦婦殺害規定ではなく、重視されているのはやはり「相当」という観念であった。しかし本夫集団から一人、姦夫集団から一人失うのであれば、

死ぬのは姦婦ではなく本夫でもよかつたのではないか、姦夫を姦通の科で、本夫を殺人の科で処罰してもよかつたのではないか、という疑問もでてくる。うえに、もしかすると文明十一年の事件で赤松氏の言うように実際に本夫が処罰された事件もあつたかもしれない。ただ評定衆や奉行人らが先例として貞永式目しか発見し得なかつた記述がある。こゝからも、少なくとも御成敗式目を参考にしようという志向が見られ、式目においては姦夫・姦婦が処罰されている。中世の人々は「先例」を大切にしようとする志向を持っていたため、この事件が「以後可為此法式」とあることからも、後の時代の先例となつたのは明らかである。

さらにこのような見方もできる。久留島典子氏は「戦国家法の姦婦殺害規定は、一見すると強い家父長権を象徴しているかのように見えるが、実はそれは家長である本夫の意志というよりは、私成敗の限定と紛争多発の抑止を意図する大名権力によつて導入された相殺の倫理―強制された殺害だったのである。」と述べている。もし主人の成敗権が絶対的なものであるならば、主従相論のように公権力は介入しなくてもよかつたはずであるが、大名は権力の一元的掌握を目指しているので、任せるわけにも行かない。大

名が一定のルールを作り、それに従うことを強制させることで、平和の維持と私成敗の禁止を徹底しようとした強い意志が表れている。すなわち一番簡単に人々に従つてもらうには、当該社会においてもつとも納得する理論が望ましいと考えた結果が分国密懷法に表れているのである。

以上のことから変遷をまとめると、密懷が起つた際は夫は姦夫に復讐をしようとする。しかし中世社会の裁判は当事者主義である上に、密懷の真偽を確かめることは難しいことに加え、集団帰属意識が強い世界であつたため、妻敵打にあつた姦夫側の縁者は復讐に来る。そこで公権力は復讐の連鎖を止め、平和の維持をはかろうとし、重視されたのが喧嘩両成敗法にもみられる「相当」「相殺」「中分」の考え方である。姦夫・姦婦の同時殺害は本夫側の集団と姦夫側の集団から一人ずつ失つているため、同等であるということに人々が納得し、これが妻敵打という慣習となつたと見える。そして戦国分国法に至り、これまでの紆余曲折を一挙にまとめた姦夫・姦婦の同時殺害が法文化され、江戸初期になると証拠（現場での殺害）を逃した時の本夫のための救済措置として公権力の裁判が加えられており、裁判と慣習の両方が法に使用されるに至つたということが

導き出せる。

注

- (1) 勝俣鎮夫『戦国法成立史論』（東京大学出版会一九七九）。
- (2) 菅原正子「戦国大名の密懐法と夫婦―家父長権再考―」（『歴史評論』二〇〇六年十一月号）。
- (3) 『明月記』（国書刊行会）正治二年三月二十七、二十八、二十九日条。
- 【吾妻鏡】（国書刊行会）同年四月八、九、十一日条。
- (4) 【吾妻鏡】（国書刊行会）承元三年十二月十一、十二日条。
- (5) 【吾妻鏡】（国書刊行会）仁治二年六月十六日条。
- (6) 【相良家文書】寛元元年十二月二十三日条（『大日本古文書』家わけ第五）。
- (7) 【吾妻鏡】（国書刊行会）寛元二年八月三日条。
- (8) 【鎌倉遺文】「関東下知状案」文永九年十二月二十六日条。
- (9) 辻垣見一「鎌倉時代における密懐」（上横手雅敬編『中世公武権力の構造と展開』吉川弘文館二〇〇二）。この他に『鎌倉遺文』「小早川家文書」元応二年九月二十五日条、「鎮西下知状」正中二年七月二十九日条に同じような性格が見られる。
- (10) 注（9）中の注で、瀬野精一郎氏の「相論では、密懐の美否が論点になることがま見られるが、証拠不十分として却下されることが多く」という意見がある。

- (11) 笠松宏至『日本中世法史論』（東京大学出版会一九七九）。
- (12) 注（1）参照。
- (13) 佐藤進一・池内義資・百瀬今朝雄編『中世法制史料集第三巻 武家家法Ⅰ』（岩波書店一九六五）。
- (14) 石井進・笠松宏至『日本思想体系 中世政治社会思想』上（岩波書店一九七二）中の笠松氏の論文において、式目の権威については、式目を特殊な対象とみる意識や、強い尊崇観がうまれた原因に、北条得宗権力の専制化に伴う権益の侵害に直面した御家人たちにとって、権力から一応切り離された抽象的な法の権威、その象徴としての式目の権威を高める必要が生じたことや、古き良き時代としての泰時治世の伝説化があると書かれている。
- (15) 注（1）参照。
- (16) 『晴富宿禰記』（図書寮叢列）文明十一年五月十六日条。
- (17) 『晴富宿禰記』（図書寮叢列）文明十年正月二十一日条。
- (18) 『晴富宿禰記』（図書寮叢列）文明十一年五月二十三、二十七、二十八日条。
- 【長興宿禰記】（史料纂集）同年五月二十三日条。
- (19) 『毛利家文書』三九八号（『大日本古文書家わけ八』）。
- (20) 佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集第一巻 鎌倉幕府法』（岩波書店一九五五）。
- (21) 【吾妻鏡】（国書刊行会）建長四年十月十四日条。
- (22) 注（20）参照。
- (23) 『北条五代記』（『改定史籍集覧』第五冊）作者は天正十八年

- (一五九〇) に小田原城が落城した時の籠城兵であった三浦  
 浄心であり、北条氏直の代には姦夫を死罪にしたという。(注  
 (2) 参照)。
- (24) 堀保己一編『續群書類従』第二三輯下 武家部(續群書類  
 従完成会一九五九)。
- (25) 注(13) 参照。
- (26) 注(13) 中に「敬白起請文 評定之間理非決断事」とある。
- (27) 小林宏『伊達家塵芥集の研究』(創文社一九七〇)。
- (28) 注(13) 参照。
- (29) 『国史大事典』(吉川弘文館)。
- (30) 辻本弘明『中世武家法の史的構造—法と正義の発展史論—  
 (岩田書院一九九九)。
- (31) 注(14) 参照。
- (32) 注(13) 中に「敬白天罰蓋社上巻起請文前書事」とある。
- (33) 注(13) 参照。
- (34) 注(13) の解題において検証されている。
- (35) 注(2) 参照。
- (36) 注(13) 参照。
- (37) 石井良助校訂『徳川禁令考』前集第六(創文社)。
- (38) 注(37) 参照。
- (39) 注(29) 参照。
- (40) 河合正治『中世武家社会の研究』(吉川弘文館一九七三)  
 より、その認識は「甲州法度之次第」二〇条、「毛利家文書」  
 天文九年(一五四〇)五八七号などに表れているという。
- (41) 注(14) 参照。
- (42) 清水克行『喧嘩両成敗法の誕生』(講談社二〇〇六)。
- (43) 田端泰子『日本中世の社会と女性』(吉川弘文館一九九八)、  
 同『日本中世女性史論』(塙書房一九九四)。
- (44) 注(2) 参照。
- (45) 久留島典子『婚姻と女性の財産権』(日本家族史論集8『婚  
 姻と家族・親族』吉川弘文館二〇〇二)。
- (46) 注(13) 参照。
- (47) 注(13) 参照。
- (48) 『毛利家文書』五四三号(『大日本古文書家わけ八』)。
- (49) 脇田晴子『日本女性史』(吉川弘文館一九八七)。
- (50) 注(13) 参照。
- (51) 注(20) 参照。
- (52) 五味文彦『中世の家と家父長制』(日本家族史論集1『家  
 史の方法』吉川弘文館二〇〇二)。
- (53) 鈴木国弘『日本家族史』(梓出版社一九八九)。
- (54) 注(49) 参照。
- (55) 田端泰子『日本中世女性史論』(塙書房一九九四)。
- (56) 明石一紀『古代・中世の家族と親族』(日本家族史論集2『家  
 族史の展望』吉川弘文館二〇〇二)。

- (57) 注(1) 参照。
- (58) 『後法興院記』(續史料大成) 文明十七年八月九日条。  
 『十輪院内府記』(續史料大成) 同日条。  
 『藤涼軒日記』(續史料大成) 同日条。
- (59) 注(13) 参照。
- (60) 注(4) 参照。
- (61) 氏家幹人「かたき討ち」(中公新書一八八三)。
- (62) 注(42) 参照。
- (63) ルイス・フロイス(岡田章雄訳注)『ヨーロッパ文化と日本文化』(岩波書店一九九一)。
- (64) 鈴木国弘『日本中世の私戦世界と親族』(吉川弘文館二〇〇三)。
- (65) 注(52) 参照。
- (66) 勝俣鎮夫『一揆』(岩波書店一九八二)。篠や柴は、神靈が出現するときの媒体であり、これらを引く行為によつて神を招きすえ、侵入する者に神罰を下す力が土地に加わると考えられていた。
- (67) 『沙石集』(日本古典文学大系 卷七「一一無情俗事」)。
- (68) 注(45) 参照。